

東京弁護士会 子どもたちと弁護士がつくるお芝居

もがれた翼 パート26

素数と奇数



脚本…坪井花梨（社会福祉法人カリヨン子どもセンター） 演出…金井麻衣子（+ new Company）

出演…子どもたちと東京弁護士会の弁護士

照明…木村秀信/有限会社ライトシップ 音響…余田崇徳/斎藤裕喜 音楽…余田崇徳/ぱくぱく イラスト…Tokin チラシデザイン…田中広大

制作…東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会

8月24日・25日

24日^土夜 … 午後5時30分 開演 (午後4時30分 受付開始/午後5時00分 客席開場)

25日^日昼 … 午後1時00分 開演 (午前12時00分 受付開始/午後12時30分 客席開場)

25日^日夜 … 午後5時00分 開演 (午後4時00分 受付開始/午後4時30分 客席開場)

赤坂区民センター区民ホール

入場無料

全席自由

先着順

託児サービスを実施しております
(日曜 昼の部 / 要予約)

手話通訳を行っております
(日曜 夜の部)

主催…東京弁護士会 共催…港区（いじめ・児童虐待防止講演会企画） 後援…港区教育委員会 協力…社会福祉法人カリヨン子どもセンター

素数とくるみ



「もがれた翼」は、子どもを取り巻く現実とその現代的課題を広く皆さんに知っていただくことを目的として、1994年の子どもの権利条約の批准を機に子どもたちと弁護士でつくってきたお芝居です。

「もがれた翼」では、少年事件やいじめ、虐待など子どもの人権をめぐる様々な問題をテーマとして取り扱ってきましたが、これらは、東京弁護士会が行う電話相談「子どもの人権110番」に寄せられた相談や弁護士が担当した実際の事案等を基に作られています。

そして、「もがれた翼」をきっかけに、社会福祉法人カリヨン子どもセンターが設立され、日本で初めての子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」、自立援助ホームの「カリヨンたけやけ荘」・「カリヨンとびらの家」が誕生しました。この子どもシェルター開設の動きは、全国に広がっています。

今年、子どもの権利条約採択30周年です。

子どもの権利条約は、子どもたちの生命、生存及び発達に対する権利を保障し、子どもの最善の利益すなわち「その子どもにとってもっともよいこと」を第一に考えます。そして、子どもたちが自由に意見を表明すること、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に尊重することを求めています。

に尊重することを求めています。

子どもの人権110番には、学校の中で起きるいじめや先生とのかかわりに苦しむ子どもたちの声が多く寄せられています。他方で、学校の先生の中には、多様な業務、保護者への対応に追われ、子どもたちと向き合う余裕を失い、子どものSOSに答えることが必ずしもできないケースも見受けられます。そうした中で、学校の中で起きる問題に対応するために弁護士を配置する動きもあります。

物語は、ある公立中学校を舞台にSNSを利用した「いじめ」が起ることから始まります。

「子どもたちのために」いじめをした子どもを非難し排除しようとするおとな、学校の対応が悪いとして先生を非難するおとな、「子どもたちのために」学校という存在を守らなければならないと思ひ振る舞うおとな…。

しかし、子どもたちが安心して生活を送ることのできる学校とはどのようなところなのでしょう。また、真に子どもたちが、自分に関係のある事柄について自由に意見表明できる学校や社会とはどのようなものなのでしょう。

皆様と一緒に考えます。

入場無料・全席自由・先着順

1夜の部 2019年 8月24日 午後5時30分開演
午後4時30分 受付開始 / 午後5時00分 客席開場

2昼の部 8月25日 午後1時00分開演
午前12時00分 受付開始 / 午後12時30分 客席開場

3夜の部 8月25日 午後5時00分開演
午後4時00分 受付開始 / 午後4時30分 客席開場

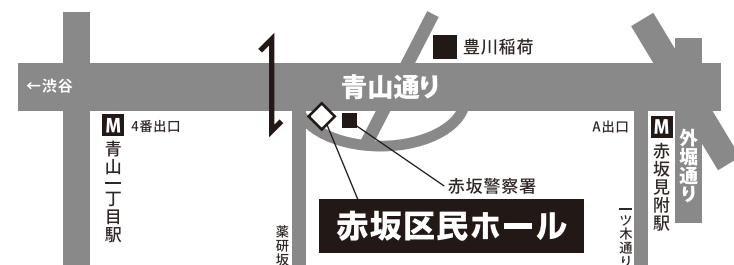
■ 受付開始時間までロビーにお並びできません。 ■

※ 上演時間は概ね90分を予定しております。

会場

赤坂区民センター 区民ホール

東京都港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティーぷらざ内



地下鉄 丸ノ内線 赤坂見附駅 A出口より徒歩10分
大江戸線・銀座線・半蔵門線 青山一丁目駅 4番出口より徒歩10分
港区コミュニティバス ちいばす 赤坂ルート44番「赤坂地区総合支所前」下車
青山ルート44番・125番「赤坂地区総合支所前」下車



託児サービス

日曜 昼の部のみ

もがれた翼をご観劇の皆様には、託児サービスをご利用いただけます。(無料)
託児サービスは定員になり次第締め切りとなりますのでご注意ください。

【対象】 生後4ヶ月～就学前/10名(申込先着順)
【お申込期間】 7月11日(木)～8月9日(金)/午前9時～午後5時
(7月11日のみ午前11時～午後5時)

【お問い合わせ先】 みなとコール ☎ 03-5472-3710



手話通訳

日曜 夜の部のみ

日曜夜の部では、手話通訳付で行います。

詳しくは下記HPをご覧ください。

<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/children/>

お問い合わせ先
東京弁護士会人権課
☎ 03-3581-2205



東京弁護士会・子どもの人権救済センター

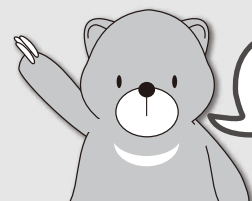
子どもの人権110番

「いじめられている」「家がいるのがつらい」
「親がリコンしそうで不安なの」「悪いことしちゃったんだけど…」

☎ 03-3503-0110

子どもの人権110番(電話相談)

月～金曜…13:30～16:30、17:00～20:00
土曜 …13:00～16:00



何でもいから相談してみない?